

# 学校いじめ防止基本方針

令和8年1月

四日市市立内部小学校

## はじめに

本校では、四日市市いじめ防止基本方針に基づき、「こども基本法」の理念である子どもの権利を守る視点や、「いじめの防止」等を推進するため、今まで学校が取り組んできていることや今後大切にしていける未然防止や早期発見・対処の取組についてまとめるとともに、「重大事態」等に対処するために、「学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

併せて、「いじめが起こった場合のフロー図」や「内部小学校いじめ防止対策年間計画」も示しました。

## いじめの定義（法第2条）

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。例えば、いじめられていても本人が否定することもある。そのため、背景にある事情の調査を行い、表情や様子をきめ細かく観察し、いじめに該当するか否かを判断する。

※ 好意から行ったことで、意図せずに相手側に心身の苦痛を感じさせた場合、学校はいじめという言葉を使わずに指導することなど柔軟な対応も可能であるが、法が定義するいじめに該当する。

## 第1章 学校におけるいじめ防止等に関する取組について

### 1 いじめの防止

児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや環境づくりを行っています。併せて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、お互いを認め合える人間関係・学校風土をつくっています。

(1)「授業づくり」においては、次のことを推進しています。

- ・わかる授業・楽しい授業
- ・ICTや視覚教材を活用したわかる授業
- ・話し合う、つながり合うことができる課題の設定

(2)「環境づくり」においては、次のことに力を入れています。

- ・あいさつ・清掃活動を進んで行う態度の育成
- ・ともに学ぶ学習規律の確立
- ・いじめや差別を許さない態度の育成
- ・お互いを認め合える、学級・学年集団づくり
- ・児童会活動の充実や異年齢交流

## 2 いじめ防止啓発

- (1) 『『いじめ』に関する指導の手引』を有効活用しています。
  - ① 手引を基にして、いじめについての共通理解を図っています。
  - ② 「いじめ発生時の基本的な対応図」により、予防対策、早期発見、早期対応、解決を図るまでの対応を明確にしています。
- (2) 「いじめや差別をなくすために私たちにできること～見直そう、振り返ろう～自らの人権感覚（学校関係者編）」等を活用し、教職員自身のいじめに対する人権意識を見直すための研修会を実施しています。
- (3) いじめに関するリーフレット「いっしょに考えよういじめ問題（保護者編）かけがえのない子どもたちのために」（各種相談機関一覧掲載）を保護者に配付し、学校とともにいじめ問題について考える機会とします。
- (4) 図画工作の授業の道徳的な教材として、「いじめ防止啓発ポスター」等を作成するなど、全校で意識の高揚を図ります。
- (5) 出前授業や動画教材を活用して発達段階に応じたいじめを許さない態度を養います。
- (6) 各種相談機関を周知します。
  - ① 「いじめや体罰等教育相談電話（059-354-8169）」  
「いじめ相談メール」（右記 QR コードより）  
「発達障害・不登校に関する相談電話（059-354-8285）」（教育委員会）  
「いじめ相談アプリ「STANDBY」（児童タブレット端末よりログイン）」
  - ② 「青少年とその家庭の悩み相談電話（059-352-4188）」（こども未来部青少年育成室）
  - ③ 「人権に関する相談電話（059-354-8610）」（人権センター）
  - ④ 「少年に関する相談（非行問題・いじめ・被害少年の悩み等）（059-354-7867）」（北勢少年サポートセンター）
  - ⑤ 「児童虐待、不登校、養育等（059-347-2030）」（北勢児童相談所）
  - ⑥ 24 時間子ども SOS ダイアル（文部科学省・三重県総合教育センター）（0120-07-8310）



## 3 いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いため、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知しています。

- (1) 日常的な取組
  - ① 教職員による日常的な児童との対話や観察、連絡帳等による児童の変化やサインに気づくための指導をしています。そのため、作文、心の天気なども活用しています。
  - ② いじめ等問題行動の発生しにくい、信頼で結ばれた人間関係のある学級・学年経営をしています。
  - ③ 管理職や教職員が校内を巡回し安全対策を行っています。
- (2) 児童に、「いじめ調査」を毎学期に1回以上実施し、いじめの状況を把握しています。
- (3) 4年生以上に、「学級満足度調査（Q-U調査）」を年2回実施し、一人ひとりの状況及び学級の状況を把握しています。

(4) 教育相談を実施しています。

① 「いじめ調査」「学級満足度調査（Q-U調査）」を基にして、教職員が児童一人ひとりに対して面談による教育相談を毎学期実施し、児童の不安や心配事等の心の状況を把握しています。

② 『『いじめ』に関する指導の手引』の「いじめ早期発見のためのチェックリスト」を活用します。

(5) スクールカウンセラーとともに、被害児童の心のケアを最優先に行います。また必要に応じて、加害児童のケアも行います。

(6) 緊急な被害児童の心のケアに対しては、臨床心理士の派遣を教育委員会に依頼します。

(7) インターネットやスマートフォン等を使ったネットいじめ対策として、メディア・リテラシーに関する教育を推進します。

① 小学校低・中・高学年用、中学校用のデジタル教材を道徳・社会科・総合的な学習の時間等で活用します。

② 教職員が「ネットモラル」および「メディア・リテラシー」の研修会に積極的に参加します。

③ 教育委員会が作成するメディア・リテラシーに関するリーフレットを活用し、児童・保護者への啓発に努めます。

(8) 端末を活用したオンライン相談フォームの「シャボテン」を定期的に案内し、児童がいつでもどこでも SOS を発信できる環境を整備します。

#### 4 いじめ事案に対する対応

(1) いじめを発見、通報を受けた場合は、一部の教職員で抱え込まず、原則としてその日のうちに「学校いじめ防止対策委員会」に報告します。

(2) いじめを受けた児童を全面的に支え、守る姿勢で対応します。

(3) いじめを受けたからの聞き取り及び保護者への報告を行い、保護者とともに解決を図ります。

(4) いじめを行ったからの聞き取り及び保護者への報告を行い、相手への謝罪を含め保護者とともに解決を図ります。

(5) 周囲の児童からの聞き取りとともに、観衆的・傍観的立場に立つことが、いじめの助長につながるがことについて、学級、学年、学校全体に指導します。

(6) 教育委員会に第一報を入れるとともに、対応策について継続的に指導・助言を受けます。

(7) 犯罪行為として扱う必要のある事案については、早期に警察に相談し、連携して対応します。

(8) いじめに関する通報及び相談を受けた者は、通報または相談を行った方への個人情報適切に保護します。また迅速に事案に対応するため、必要に応じて、関係機関等で情報共有を行います。

(9) スクールソーシャルワーカーやスクールロイヤー（弁護士）等と連携し「チーム学校」として組織的に問題解決に向けて支援します。

(10) いじめに係る行為が止んで、相当期間継続している（少なくとも3か月）場合は、い

じめの解消要件としますが、被害児童が、心身の苦痛を感じていないことを面談等で確認します。

- (11) いじめアンケート等、いじめを早期に発見するための調査を実施した後、認知件数が零であった場合は、当該事実を児童や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで認知漏れがないか、確認します。
- (12) いじめ対応情報管理システムを活用し、認知した内容や対応状況を市教育委員会、県教育委員会と遅延なく共有し、組織的に対応します。

## 【第2章】 いじめ防止のための校内組織

### 1 校内組織

- (1) 「学校いじめ防止対策委員会」を設置します。
  - ① 構成員は、管理職、各学年代表、生活指導部代表、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等です。なお、必要に応じて、コミュニティ・スクール運営協議会の委員さんに参加を依頼します。
  - ② いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、把握したいじめ事案について、「事実確認」「指導方針」「具体的な取組」により、早期に解決を図ります。
  - ③ いじめの事実を明確にするための調査等を実施し、集約及び整理をして、児童及び保護者、教育委員会に報告します。
  - ⑤ 解決を図るために、教育委員会に継続的に報告をするとともに、指導・助言を受けます。
  - ⑤ 本委員会は、学校基本方針や取組について、PDCAサイクルを用いて検証・見直しを行います。
- (1) 「生徒指導委員会・登校サポート委員会」を行っています。
  - ① 構成員は、管理職、生活指導部代表、各学年生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラー等です。
  - ② 学校等で発生する様々な問題行動等について情報交換するとともに、対応策や指導方法について協議しています。
  - ③ 登校することに困難さを抱える児童について原因と背景を分析し、いじめとの関連をきめ細かく協議していきます。

### 2 学校関係者及び各種団体との連携

学校は、平素から学校関係者及び地域の様々な方や団体と連携してきています。

- (1) PTA及び【コミュニティ・スクール】運営協議会と協働しています。
- (2) 事案により、保育園、幼稚園、小学校、他の中学校と連携し、情報共有を行っています。
- (3) 主任児童委員、民生委員児童委員、青少年育成協議会、社会福祉協議会、自治会、市民センター等と連携しています。
- (4) 学校自己評価、及び学校関係者評価において、いじめに係る検証を行います。

## 【第3章】 保護者と児童の役割

### 1 保護者として

保護者として、いじめに対する基本認識について共通理解し、学校と協力して、いじめをしない、させない家庭教育をお願いします。

教育基本法（第10条）にあるように、保護者は、子の教育について第一義的責任を有していることから、生活に必要な習慣を身につけさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図ることが務めです。

- (1) どの児童も、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめを許さない人間性を育み、日頃からいじめについての悩みがあったり、周りでいじめを発見したりした場合は、周囲の大人に相談するように育てる。
- (2) 児童のいじめを防止するために、学校や地域の人々など児童を見守っている大人との情報交換に努めるとともに、根絶を目指し互いに補完しあいながら協働していじめを許さない環境づくりに取り組んでください。
- (3) いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校や関係機関等に相談または通報してください。
- (4) 児童がスマートフォン等デジタル端末を使用する際は、保護者が責任をもって、その使用方法や使用時間等の取扱いの管理、使用に伴う危険やトラブル等への対処を行ってください。

### 2 児童として

- (1) 一人ひとりが、自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心を持ち、自らが主体的にいじめのない環境づくりに努めてください。
- (2) 自分だけでなく、周囲の人を尊重し、様々な場面で、具体的な態度や行動を現してください。
- (3) 周囲にいじめの可能性があると認識したときは、当事者に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談するなど、いじめを許さない立場に立ち、行動してください。

## 【第4章】 関係機関との連携

### 1 警察との連携

学校は、学校警察連絡制度（平成16年4月協定締結）により、警察と連携して問題の解決を図ってきています。

- (1) 四日市南警察署
- (2) 三重県警察本部少年課北勢少年サポートセンター
- (3) 内部交番

### 2 他の関係機関との連携

学校は、事案に応じて、様々な関係機関と連携して適切な解決を図ってきています。

- (1) 北勢児童相談所
- (2) こども未来課青少年育成室

- (3) 人権センター
- (4) こども家庭センター
- (5) 男女共同参画課
- (6) 市民生活課多文化共生推進室
- (7) 津地方法務局四日市支局及び四日市人権擁護委員協議会
- (8) 三重弁護士会（スクールロイヤー）
- (9) 四日市市PTA連絡協議会

## 【第5章】 重大事態発生時の対処

### I 重大事態の意味（いじめ防止対策推進法第28条）

学校は、下記の重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告するとともに、保護者と連携を図りながら、適切な調査を実施します。調査にあたっては、当該児童及びその保護者に対し、必要な情報を提供します。また、重大事態の調査報告を全教職員で共有し、児童がいじめの問題を自分事として考える機会を設ける等の再発防止策を講じる。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。なお、児童や保護者から「いじめにより重大事態に至った」という申立てがあったときは、学校がそう判断しない場合であっても、重大事態と捉えて報告・調査にあたります。
  - ① 児童が自殺を企図した場合
  - ② 身体に重大な障害を負った場合
  - ③ 金品等に重大な被害を被った場合
  - ④ 精神性の疾患を発症した場合等を想定しています。
  
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

# いじめが起こった場合のフロー図

いじめ情報

(他の児童及び保護者、地域より)

情報提供

**【いじめ発生】**  
仲間はずし・からかい・暴力・嫌がらせ・無視

保護者

訴え

いじめを受けた児童

教職員

発見

【校 内】

## いじめ防止対策委員会

校長・教頭・生活指導主任・養護教諭・該当児童担任・スクールカウンセラー・（コミュニティスクール運営協議会代表）等

**事実確認・調査**

- ・いじめを受けた児童
- ・いじめを行った児童
- ・周りの児童からの聞き取り
- ・アンケート調査による事実確認 等

**報告・指導**

- ・いじめを受けた児童及び保護者への報告
- ・いじめを行った児童及び保護者への指導
- ・周りの児童への指導

**その後の対応**

- ・いじめを受けた児童生徒の心のケア
- ・見守り体制の確認
- ・未然防止、早期発見の取組
- ・いじめ防止啓発

いじめ解決

報告

再調査

### 四日市市教育委員会

- ・育ち支援課
- ・人権・同和教育課 等

### 四日市市いじめ問題対策委員会

(教育委員会附属機関)

重大事態

- ・学識経験者、弁護士、心理の専門家等で構成
- ・市方針に基づく、いじめ防止のための調査研究
- ・重大事態に係る調査を実施

